

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

巧妙化する架空請求にご用心！

～こんな請求が、ある日突然あなたにも～



アダルト情報料？
何のこと？

利用した覚えもないのに…

<Aさんの場合>

突然、携帯電話に有料サイトの利用料を請求するメールが入ったんですよ。

読んでみると「アダルトサイトの情報料が未納になっている。期日までに支払わなければ、弁護士に依頼し、強制回収の手続きをとる」って書いてあるのでビックリしてしまって…

私は、アダルトサイトになんてアクセスした覚えは1度もないし、何かの間違いだと思っただけから、書いてあった業者の電話番号に問い合わせてみた方がいいでしょうか？

<アドバイス>

無視することです！

利用した覚えがないのであれば、それは不特定多数の人に送り付けられた架空の請求だと思われます。

こうしたメールの中には、「自宅まで訪問する」「裁判の手続きをとる」といった脅し文句が並んでいることもあります。

不審に思って問い合わせたりすると、かえって自分の個人情報（住所や名前など）を相手に教えることになり、それが別の名簿となって新たなトラブルに巻き込まれることになりかねません。

もちろん、利用した覚えのない料金を支払う必要もありません。

情報ファイル

～住まいの防犯対策あれこれ～

平成16年1月22日開催スマートライフ講座から
講師 広島県警察本部減らそう犯罪情報官 梶原恒志さん

住宅を狙った侵入盗は年々増加の傾向にあります。侵入の口も錠をこじ開けたり、ガラスを破ったりとさまざまです。安全で安心な暮らしを守るためには、住まいに合った防犯対策を講じる必要があります。

● 開口部の強化

玄関のドアはツー・ロック（2箇所に鍵をつける）にするか、鍵を防犯性の高いものに取り替えましょう。

戸建住宅では1階の開口部が狙われやすく、特に窓ガラスを破って侵入されるケースが多いので、外から見えにくい位置にある窓には注意が必要です。サッシ窓のクレセント錠は、窓を上下に揺らすだけで外れてしまうこともあるので、補助錠を取りつけるなどの対策を考えましょう。

● 外からの死角を少なくする

侵入犯は人目に付くことを嫌がります。戸建住宅では敷地を囲う高い塀をフェンスに替えたり、生垣は定期的に剪定するなどして家の周りの見通しを良くしておきましょう。また、夜は、人が近づくと感知して自動点灯するセンサーライトを取り付けるのも効果的です。

● 日ごろからの心がけ

侵入盗被害の大半は、無施錠（鍵のかけ忘れ等）が原因です。日ごろから施錠確認の習慣をつけるとともに、短時間の外出であっても、施錠の手間を惜しまないように心がけましょう。

防犯対策は目立つようにやるべし。「防犯を心がけている」と思わせるだけで、侵入犯が「入りにくい」「入るのに時間がかかりそう」と犯行を諦めることに繋がります。



平成15年度上半期の消費生活相談状況

県内の消費生活相談窓口で、平成15年4月から同年9月までの上半期に受け付けた相談件数は、17,020件となり、前年度同期に比べ6,077件(55.5%)の増加となりました。

県内一円で「不当請求、架空請求」に係る相談及び消費者金融等の「多重債務」に関する相談が多かったことに加え、消費者に身近な市町村相談窓口の利用者が増加したことが要因だと思われます。

<商品・サービス別苦情相談ワースト10>

順位	商品・サービス	相談件数(上半期)		主な相談の内容
		平成15年度	平成14年度	
1	情報提供サービス	5,837件	① 1,550件	ツーショットダイヤル、インターネットなどの利用料や身に覚えのない有料情報番組の代金請求など
2	融資サービス	2,698	② 1,277	消費者金融などの多重債務者等からの、返済、自己破産や保証人関係など
3	教室・講座	651	③ 613	過去に契約した行政書士等の資格取得講座等に係る二次被害など
4	商品一般	568	⑰ 166	使用した覚えのない国際電話料金の請求、携帯電話、PHSサービス等に係るトラブルなど
5	書籍・印刷物	412	⑤ 373	紳士録掲載や新聞購読等の執拗な勧誘や、書籍等の一方的な送り付けに係るトラブルなど
6	学習教材	335	⑧ 268	会員権と娯楽教材のセット販売に係る契約トラブルや、小・中学生の学習教材の過量販売など
7	工事サービス	312	⑪ 224	増改築、屋根、衛生設備等の工事に係る不具合、不当請求、業者の不十分なクレーム処理など
8	レンタル・リース	302	⑬ 212	賃貸住宅退去の際に請求される修繕代の考え方や敷金の返還に係る相談など
9	家具・寝具類	268	⑥ 306	SF(催眠)商法や強引な高齢者等への訪問販売による布団等の購入契約に係るトラブルなど
10	健康食品	254	⑦ 286	高齢者等に対する過量販売、高価格、痩身等効能効果に係る健康・安全上のトラブルなど

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
2月3日(火) 10:30~11:30	府中市 辻町会館	社会福祉協議会会員等	消費生活アドバイザー 藤田静香
2月6日(金) 13:30~15:00	戸河内町 上殿コミュニティセンター	高齢者	元広島県立生活センター 消費生活相談員 立花清治
2月13日(金) 13:30~15:00	因島市 中庄老人集会所	老人クラブ会員	消費生活コンサルタント 岡本由美
2月17日(火) 13:40~14:40	戸河内町 戸河内町役場	民生委員・児童委員	生活センター職員
2月19日(木) 13:30~15:00	神辺町 人権文化センター	老人クラブ会員	消費生活アドバイザー 藤田静香
2月20日(金) 10:50~12:10	庄原市 老人福祉センター	一人暮らし老人巡回相談員	消費生活専門相談員 橋本明子
2月25日(水) 14:00~15:30	因島市 重井公民館	老人クラブ会員	消費生活アドバイザー 大牟田絢子
2月27日(金) 13:40~15:10	海田町 海田町役場	民生委員児童委員	生活センター職員

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階
消費啓発グループ TEL 082-513-2731